

## 令和4年度 経済学部・経済学府 秋学期・冬学期・後期 期末試験等について

令和4年度 経済学部・経済学府 秋学期・冬学期・後期の期末試験等については、各講義担当教員の指示により、試験の受験や課題の提出などをおこなってください。

---

### ◎追試験について

下記の理由により、期末試験等を受験できなかった者について、教務委員会が正当な理由であると認定した場合に限り、追試験を実施する。

(理 由)

1. 病気又はけが（医師の診断書が必要）
2. 2親等以内の親族の死亡（会葬礼状等が必要）
3. その他、教務委員会が正当な理由であると認定した場合

追試験受験を希望する者は、原則として該当科目の期末試験等の終了後、3日以内に、証明書を添えて、科目毎に所定の願書を学務課経済担当に提出するものとする。

#### 【提出方法】

証明書（pdfまたは写真データ）及び記入した願書を以下 URL へアップロードし提出すること。

<https://share.iii.kyushu-u.ac.jp/public/CQIQQmKIsX7fjOG5YgU57NysKRLMhIbciv7622TsGAd0>

---

### ◎疑義申立について

令和4年度秋学期、冬学期及び後期科目について、学生の疑義申立の期間を次のとおりとする。  
疑義がある場合は、学務課経済担当へ「疑義申立書」を提出すること。

3月卒業予定者：令和5年2月17日（金）まで

上記以外の学生：令和5年2月28日（火）まで

#### 【提出方法】

記入した疑義申立書を以下 URL へアップロードし提出すること。

3月卒業予定者：<https://share.iii.kyushu-u.ac.jp/public/FQ4QQbYI8U7n3el6nsGFHpWVfV850P0doLc7tJ61OLF>

上記以外の学生：<https://share.iii.kyushu-u.ac.jp/public/HQ4TQgSIcX7fe-YTn9KevrwuXF6nLWohb-Tq1U1W2C4Z>

オンライン試験・レポート課題についても、以下に準ずるものとします。

経済学部学生 各位

経済学部専攻教育科目の試験における不正受験・指示違反等について

以下に掲げる不正受験・指示違反等を行った場合は、「(当該学期)の専攻教育科目及び基幹教育科目の履修を、実験・実習・実技科目を除き、原則としてすべて無効とする」などの厳しい措置が取られます。

たとえ、試験勉強のメモのつもりでも、試験開始後に机上や机の中などに許可されていないものが見つければ、不正受験と認定されます。

十分気をつけて真摯な態度で試験に臨んでください。

①次の行為を不正受験行為とする。

- ア. 解答用紙へ故意に虚偽の記入(本人以外の氏名・受験番号を記入することなど。)をすること。
- イ. 他の受験者から答えを教わろうとしたり、他の受験者の解答を覗こうとすること。
- ウ. 他の受験者に答えを教えようとしていたり、他の受験者に解答を見せようとしてすること。
- エ. 解答の手助けとなる情報を含んだ紙片・参考書等をかばん等にしまわず、試験中に閲覧可能な場所に置くこと。ただし、当該試験において使用が許可されている資料等についてはこの限りではない。
- オ. 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の通信機器あるいは記憶装置を内蔵した機器等をかばん等にしまわず、試験中に閲覧可能な場所に置くこと。
- カ. 定規、コンパス、電卓等の補助具をかばん等にしまわず、試験中に利用可能な場所に置くこと。ただし、当該試験において持ち込みが許可されている補助具についてはこの限りではない。
- キ. 解答開始の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。
- ク. 解答終了の指示の後に鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。
- ケ. その他、他者の力を借りて解答を試みること。

②次の行為を指示違反行為とする。

- ア. 試験監督者の許可なく解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- イ. 試験中に携帯電話や時計等の音(着信・アラーム・振動音など。)を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ウ. 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申し出をすること。
- エ. 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- オ. 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- カ. その他、試験の公平性や円滑な実施を損なうおそれのある行為をすること。

令和3年11月24日  
経済学部長

経済学府学生 各位

経済学府科目の試験における不正受験・指示違反等について

以下に掲げる不正受験・指示違反等を行った場合は、「当該学期の科目の履修を、実験・実習・実技科目を除き、原則としてすべて無効とする」などの厳しい措置が取られます。

たとえ、試験勉強のメモのつもりでも、試験開始後に机上や机の中などに許可されていないものが見つければ、不正受験と認定されます。

十分気をつけて真摯な態度で試験に臨んでください。

①次の行為を不正受験行為とする。

- ア. 解答用紙へ故意に虚偽の記入(本人以外の氏名・受験番号を記入することなど。)をすること。
- イ. 他の受験者から答えを教わろうとしたり、他の受験者の解答を覗こうとすること。
- ウ. 他の受験者に答えを教えようとして、他の受験者に解答を見せようとしてすること。
- エ. 解答の手助けとなる情報を含んだ紙片・参考書等をかばん等にしまわず、試験中に閲覧可能な場所に置くこと。ただし、当該試験において使用が許可されている資料等についてはこの限りではない。
- オ. 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の通信機器あるいは記憶装置を内蔵した機器等をかばん等にしまわず、試験中に閲覧可能な場所に置くこと。
- カ. 定規、コンパス、電卓等の補助具をかばん等にしまわず、試験中に利用可能な場所に置くこと。ただし、当該試験において持ち込みが許可されている補助具についてはこの限りではない。
- キ. 解答開始の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。
- ク. 解答終了の指示の後に鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。
- ケ. その他、他者の力を借りて解答を試みること。

②次の行為を指示違反行為とする。

- ア. 試験監督者の許可なく解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- イ. 試験中に携帯電話や時計等の音(着信・アラーム・振動音など。)を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ウ. 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申し出をすること。
- エ. 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- オ. 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- カ. その他、試験の公平性や円滑な実施を損なうおそれのある行為をすること。

令和3年11月17日  
経済学府長